

# 川崎市災害時のトイレ対策方針（案） の意見募集について

## 1 意見の募集期間

令和7（2025）年9月8日（月）から令和7（2025）年10月31日（金）まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、土・日曜、祝日を除く、8時30分～正午、13時～17時15分の時間帯でお持ちください。

## 2 閲覧資料

- ・川崎市災害時のトイレ対策方針（案）（概要版）
- ・川崎市災害時のトイレ対策方針（案）（本編）

## 3 閲覧場所

- ・危機管理本部危機管理部事業調整担当（川崎市役所本庁舎6階）
  - ・川崎市ホームページ
  - ・各区役所の市政資料コーナー
  - ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）
  - ・支所、出張所
  - ・市民館（本館・分館）
  - ・図書館（本館・分館）
- ※閲覧場所の開庁・開館時間は各ホームページをご確認ください。

## 4 意見提出方法

①郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市危機管理本部危機管理部事業調整担当

②持参 川崎市危機管理本部危機管理部事業調整担当（川崎市役所本庁舎6階）

③FAX 044-200-3972

④川崎市ホームページ

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、パブリックコメントのページから専用のフォームを使って送信してください。



川崎市HP

## 5 注意事項

- ・意見書の様式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及びその代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ・電話や来庁による口頭での意見等は受け付けておりませんのでご了承ください。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしません。類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。
- ・記載いただきました個人情報は、提出されたご意見を確認する場合に利用し、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき、適正に取り扱います。

## 6 問合せ先

川崎市危機管理本部危機管理部事業調整担当

電話：044-200-2842 FAX：044-200-3972

たくさんのご意見をお待ちしていますニャビ！



ニャビ先生

# 災害時のトイレ対策

について、  
皆様のご意見をお聞かせください

意見募集期間：令和7（2025）年9月8日（月）から

令和7（2025）年10月31日（金）まで



防災マスター（見習い）  
マナビー

災害時のトイレ環境は、過去に発生した大規模な震災において、水洗トイレが使用できず衛生環境が悪化し、被災した市民の避難生活や健康に影響を及ぼすことが繰り返し発生するなど、問題となっています。

過去の大規模災害で得られた教訓や課題に対応するため、

## 「川崎市災害時のトイレ対策方針」（案）

を取りまとめました。

より効果的な取組となるよう、  
皆様のご意見をお聞かせください。

本リーフレットは抜粋版ですので、  
是非、本編等もご覧ください。

川崎市 パブリックコメント

川崎市HP



# 川崎市災害時のトイレ対策方針（案）

## 過去の災害におけるトイレ環境の課題

- ・自宅等のトイレが使用不能となった被災者が、避難所や公共施設等に押し寄せ、流れないトイレに排泄したことで、避難所等のトイレ環境が劣悪な衛生状態となった。
- ・バキュームカーによる尿収集などが困難となり、トイレが不衛生な環境となったことで、食事や水分摂取を控える人もおり、健康被害や災害関連死につながった。

## 本市の現状

- ・「かわさき市民アンケート」では、携帯トイレを3日以上備蓄している人の割合は**32.1%**、災害時のトイレの使用方法を知っている人の割合は**34.5%**となっており、啓発が市民に行き届いていない。
- ・住宅の耐震化率が**95.6%**、共同住宅への居住率の割合が**73%**といった住宅環境となっていることから、在宅避難など避難所以外での避難を見据えることが必要
- ・自らの命は自らが守るという「自助」の考え方を基に、市民一人ひとりの備えの意識を高めるとともに、多様な主体と連携することが重要

方向性

## 1 避難所におけるマンホールトイレを軸としたトイレ対策への転換

持続的かつ衛生的に使用できる可能性が高いマンホールトイレを主軸とし、状況に応じた複合的な対策を実施します。

### 取組① マンホールトイレの整備

令和8(2026)年度から、**150避難所**(市内の174避難所の内、既に整備された24避難所を除きます。)及び**5区役所**※に整備を進めていきます。(おおむね令和13(2031)年度を目途に工事完了を想定)  
※川崎区役所は民間ビルのため、宮前区役所は庁舎移転の検討状況を踏まえ整備を検討するため、除きます。

#### マンホールトイレの整備イメージ



※基本構造であり、基礎調査結果を踏まえ、現場条件に適した構造や穴数を検討していきます。

平常時のマンホールトイレ

東日本大震災での使用状況 (東松島市) 出典:国土交通省

### 取組② マンホールトイレ整備後の効果的な管理・運用

平常時から市内の民間事業者と連携し、マンホールトイレ整備後の**定期点検や設置訓練を実施**することで、発災時にも速やかに衛生的なトイレ環境を確保できる体制を構築します。

### 取組③ 携帯トイレを活用した複合的な対策の実施

発災初動期においては、マンホールトイレの設置に一定程度の時間を要することから、**携帯トイレの使用を原則とする**ため、避難所における必要な量の携帯トイレを確保します。

方向性

## 2 市民の具体的な行動につなげる自助・共助への働きかけ

自らの命は自らが守るという「自助」の考え方を基に、**市民一人ひとりの備えの意識を高め、自助・共助の具体的な行動につなげる取組を実施**します。

### 取組① トイレ対策の啓発強化

発災時におけるトイレの使用方法や使用可否の確認方法、携帯トイレの使用実演を行うなど、実際に手に取る機会を設け、**家庭での携帯トイレの備蓄につながる取組**を実施します。

#### 発災時におけるトイレの使用方法

地震が起きたら…身の安全を確保の上



まずはトイレの水を流さない



発災初動期は携帯トイレの使用を徹底



3人暮らしだと105個も必要ニャビ!

#### 携帯トイレの備蓄

1人あたり1日**5回**分を、最低**3日**分、できれば**7日**分以上の備蓄を



ニャビ先生

### 取組② 災害時のトイレ対応訓練の実施

防災訓練等を通じて、発災初動期の**トイレ対応の一連の訓練**を実施するとともに、児童生徒の防災教育の一環として、**携帯トイレの使用方法を学ぶ取組**などを実施します。

#### 携帯トイレの使い方



方向性

## 3 共助・公助が連携したトイレ対策の地域展開

避難所以外の場所で避難生活を送る市民が、衛生的なトイレを使用できるよう、**共助、公助で連携してトイレ環境を確保**していく取組を展開します。

### 取組① 仮設トイレを活用した弾力的な地域展開

避難所以外の公共施設などにおいて、管理などの条件が整う場所に、**道路の被災状況などに応じて仮設トイレを設置**することで、在宅避難者などが利用できるトイレ環境を確保します。

### 取組② 民間事業者との連携と新たな仕組みの構築

防災協力事業所や地域の商業施設との連携を強化し、災害用トイレの設置協力など、在宅避難者への**支援拠点として協力していただく**仕組みの構築に取り組みます。

### 取組③ 災害用トイレの確保に向けた支援制度の構築

自主防災組織や町内会、民間事業者など、多様な主体の共助による災害用トイレの備蓄や設置等につながる**新たな支援制度の構築**に取り組みます。

# かわさき強靱化計画 及び川崎市地域防災計画 の改定等について

令和7年9月24日

川崎市危機管理本部

## 概要



### 1 内容

- (1) かわさき強靱化計画の改定について【説明】
- (2) 川崎市地域防災計画(震災対策編・風水害対策編)  
令和7年度修正の考え方【説明】
- (3) 質疑応答

ホームページ  
表示用QRコード



### 2 ご意見の募集

- ・専用のホームページから、各計画に対するご意見をお寄せいただけます

対象者 川崎市の自主防災組織構成員

期間 令和7年9月11日(木)から12月26日(金)まで

### 3 その他

- ・12月(予定)から、各計画の修正素案に対するパブリックコメント手続を予定しており、今後、市ホームページ等でご案内いたします

# かわさき強靱化計画の 改定について

川崎市危機管理本部

## 1 かわさき強靱化計画について①



### (1) 計画の位置付け

- 国土強靱化基本法に基づき、都道府県及び市町村が策定する地域計画で、国土強靱化に係る**市の他の計画等の指針**となるもの
- 平成28年度に計画を策定し、令和2年度に改定  
令和7年度が現計画の最終年度

### (2) 計画の進捗管理等

- 国の基本計画等を元に、本市の地理的要件等を踏まえた36の「起きてはならない**最悪の事態(リスクシナリオ)**を設定し現状の取組で不足する項目を分析(「**脆弱性評価**」)
- 上記評価結果に基づき、リスクシナリオ回避のために取り組むべき事業を「**強靱化事業**」(ハード・ソフト152事業)として設定し、毎年度国土強靱化地域計画推進会議において評価

# 1 かわさき強靱化計画について②

## (2) 計画の進捗管理等(続き)

- 令和5年度までの事業評価では、「ほぼ目標どおり」「目標を上回って達成」の事業の割合が、いずれの年度も9割を超えているなど、計画全体では、**おおむね順調に進捗**
- ※ ハード事業の進捗(住宅・インフラの耐震化率等)は、全国平均より高い傾向

## (3) 計画の改定

- 令和5年度に改定された国の基本計画や次期市総合計画との整合等を図りながら、**本年度改定**を行う

# 2 本市を取り巻く状況①

## (1) 気候変動による風水害等の頻発化・激甚化

- 今後、地球温暖化の進行に伴い、大雨などのリスクがさらに高まることが予測
- 大雨の年間発生回数(時間雨量50mm以上)は、昭和51年～昭和60年と平成23年～令和2年の平均を比べると、**約1.5倍に増加**



令和6年9月の大雨被害  
(石川県輪島市町野町)

## (2) 大地震発生の想定

- 関東大震災から100年を経過し、今後、次の関東地震の発生前までの期間に、**M7クラスの地震が複数回発生**が想定
- 南関東地域でM7クラスの地震が発生する確率は**30年間で70パーセント**と予測

## 2 本市を取り巻く状況②

### (3) 人口減少

○本市の人口は、令和17(2035)年頃に約159.3万人となりピークを迎え、以降、人口減少への転換が想定される。今後、担い手不足が一層拡大し、地域経済の活力や地域コミュニティの機能が低下することに加え、社会保障関連経費の増大や都市インフラの老朽化の進行等により、市民生活に必要な多種多様な機能・サービスの縮小や水準の低下などが懸念される

### (4) 市民・地域の状況

○令和6年度市民アンケートでは、令和3年度に比べ、災害時に地域で行う活動の全項目について、協力意向の低下がみられ、地域のつながりや助け合いの意識の希薄化が懸念される



## 2 本市を取り巻く状況③

### (4) 市民・地域の状況(続き)

7区の自主防災組織からいただいた主な御意見(令和6年度)

- ・町内会・自治会への加入者が減っている。また、都市化が進み人々の関係が希薄になっているので、市が率先して関係を強化してほしい
- ・地域住民や行政職員が被災することを考えるとすぐに避難所を開設することは難しいと考えられるので、こうした想定の実施を含め、対応を考える必要がある
- ・避難所ですべての避難者を受け入れることはできないので、在宅避難を徹底してほしい
- ・自主防災組織として、避難所運営と町内会館等での地域の防災対応の両立が課題

## 2 本市を取り巻く状況④

### (5) 令和6年能登半島地震への職員派遣等で得られた課題

- 耐震化が十分でない建物やインフラに大きな被害があり、死傷者の発生や応急対策・復旧活動の支障になった
- 発災初期には行政職員が被災する中、応急対策にあたる人員が不足し、さらに、避難所運営に加え、在宅や地域単位での避難もみられ、物資や情報をどのように届けるかが課題となった
- 他都市や域外からの機関・団体・ボランティアの支援の申出に対し、十分に対応できなかった
- 一方、避難所運営など、地域の結束が大きな力となった地域もあった
- 高齢化が進む地域における被災者支援のあり方については、今後も検討が必要



石川県輪島市における避難所運営支援

## 3 計画の基本的な考え方①

- 国土強靱化基本計画、本市の状況等を踏まえ、次のとおり設定

### (1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

### (2) リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)等

- 「あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ」など、6つの「事前に備えるべき目標」の下に、「住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生」などのリスクシナリオを設定

### 3 計画の基本的な考え方②

#### (3) 施策分野

○個別施策分野として、「行政機能・消防等」「都市・インフラ」等8つの施策分野等を設定

⇒ 各リスクシナリオと各施策分野を掛け合わせ、それぞれの項目について、**本市の弱点を評価**

#### (4) 強靱化を推進する上で配慮すべき事項

○地域住民・企業・コミュニティ等の多様な主体が実施する自助・共助の取組を推進するため、**平時からのコミュニティ構築への支援**を行う

○**ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ**、災害対応力の向上を図り、本市の災害対策の理想「災害時に一人の死者も出さず、迅速に復興する」に向けて取り組む 等

### 4 方向性や課題等①

#### 計画の改定に向けた**今後の方向性や課題等**

##### (1) 計画の取組状況を踏まえた見直し・改善

- ・住宅の**耐震化**のさらなる促進
- ・避難する場所に捉われず、**人に対する支援体制**の構築を検討
- ・若年層を中心に、幅広い対象者への効果的な防災情報の周知
- ・助成制度のさらなる周知による活用の拡大や補助項目の拡充
- ・自主防災組織に加え、民間事業者や地域で活動する団体など**多様な主体との連携**による裾野の拡大
- ・地域の特性に応じて地区居住者等が作成する地区防災計画制度の周知や、地域で活動する団体との連携など、担い手の確保に向けた取組

## 4 方向性や課題等②

### (2) 国の基本計画(国土強靱化基本計画)等の改正の反映

- ・総合防災訓練などの様々な主体が参加する訓練による、**職員の対応能力向上**、九都県市をはじめとした**他都市や防災関係機関とのさらなる連携**など体制の強化
- ・**医療救護・福祉、物資**の調達など、様々な分野で民間事業者、関係団体、他都市との連携
- ・**災害時協定締結団体**と平時から関係性を構築し、連絡体制、支援の実施方法等を明確にするなど、**実効性確保**に向けた取組

### (3) 近年の災害(令和6年**能登半島地震**等)を踏まえた取組の検討

- ・避難所の**トイレ環境の確保**や体育館空調の整備、避難者の属性や健康状態等に配慮した**備蓄物資の拡充**等、避難所の生活環境等の改善(避難所へのマンホールトイレの整備等)

## 4 方向性や課題等③

### (3) 近年の災害(令和6年**能登半島地震**等)を踏まえた取組の検討 【続き】

- ・引き続き、更新時期を迎えた**配水管の計画的な更新・耐震化**を推進するとともに、令和5年度に設定した消防署・警察署等の新たな重要施設への供給ルートの更新・耐震化を推進
- ・下水管きよの耐震化や施設の耐震補強、再構築に合わせた耐震化の推進など、計画的かつ効率的な下水道施設の地震対策の推進
- ・エネルギー供給の停止時においても迅速かつ円滑に**重要施設等への燃料供給**を行うため、県石油業協同組合川崎支部との協定に基づく連絡会の開催や訓練の実施等

## 5 今後のスケジュール（予定）

### 令和7年



- 9月2日 ○ 市自主防災組織連絡協議会役員会  
○ （中旬以降）各区自主防災組織連絡協議会
- 11月上・中旬 ○ 総務委員会【次期計画素案の報告】
- 12月（予定） ○ パブリックコメント手続

### 令和8年



- 3月（予定） ○ 総務委員会【次期計画案の報告】  
○ 次期計画の決定

情報提供 3

# 川崎市地域防災計画 （震災対策編・風水害対策編）

## 令和7年度修正の考え方



川崎市危機管理本部

# 1 川崎市地域防災計画について

- 川崎市地域防災計画は、**災害対策基本法第42条の規定**に基づき、市長を会長とする川崎市防災会議が作成する防災計画で、「**震災対策編**」、「**風水害対策編**」、「**都市災害対策編**」及び「**資料編**」から構成され、毎年計画に検討を加え、必要に応じ修正を行うこととされています。
- 今回は、**令和6年能登半島地震の教訓等**から**災害対策基本法等が改正**され、**福祉的支援等の充実**や**ボランティア団体との連携等**が新たに追加されたことなどを踏まえ、「**震災対策編**」及び「**風水害対策編**」の修正を行います。

(災害対策基本法)

第42条 市町村防災会議(略)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。(略)

## 参考 これまでの修正

- 令和7年3月 **震災対策編の修正、地区防災計画編の新設**  
能登半島地震を踏まえた物資受援体制の見直し等及び地区防災計画の策定に伴う地区防災計画編の新設
- 令和4年3月 **風水害対策編の修正**  
災害対策基本法等の改正に伴う修正(避難情報の修正、災害時個別避難計画の作成等)
- 令和2年6月 **風水害対策編の修正**  
令和元年東日本台風における災害対応の検証を踏まえた修正等
- 令和2年3月 **震災対策編・風水害対策編の修正**  
救助実施市の指定に伴う修正や避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正等

# 2 修正を検討する内容①

## 1 能登半島地震の課題を踏まえた修正 (災害対策基本法等の改正関係)

- (1) **被災者に対する福祉的支援等の充実**〔震災対策編・風水害対策編〕  
 これまでの災害救助法では、**対象外**であった**在宅などで避難生活**をしている高齢者や障害者の相談対応など「**福祉サービス**」の提供が新たに**同法の救助対象項目に追加**されたことによる修正

・市災害福祉調整本部から県に対して要請する**神奈川県災害派遣福祉チーム(神奈川県DWAT:社会福祉士、介護福祉士等で構成)**の派遣先は、これまで主に**避難所**に限定されていたが、**法改正**に伴い、**避難所外避難者への対応も可能**となる。

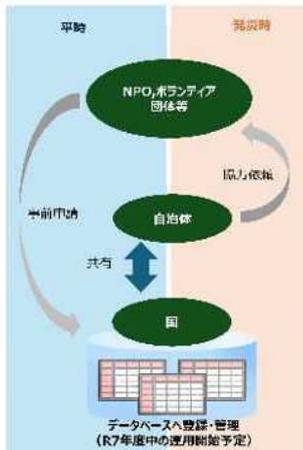


## 2 修正を検討する内容②

- (2) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設〔震災対策編・風水害対策編〕  
避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国が登録制度を創設し、災害救助法が適用された場合、登録制度に登録した団体を救助業務に協力させることが可能となるなど、災害対策基本法、災害救助法の改正による修正について検討

### 登録団体データベースについて

- 申請に基づき、NPO、ボランティア団体等を国が事前に登録し、データベースを構築。
- 登録された団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）をHP、データベース等で公表して自治体等と共有し、平時から「顔の見える」関係づくりを促進。
- 発災時には、被災自治体がデータベースを参照することで、円滑な連携を期待。



### <HP掲載内容(案)>

- 登録年月日及び登録番号
- 団体の名称及び住所、代表者氏名、設立年月日
- 活動を行おうとする地域
- 登録を受けた被災者援護協力業務（活動分野）
- 過去の被災地での活動実績
- 活動実績に関連する被災自治体の情報
- 災害中間支援組織との関係
- 個人情報の取扱いに関する体制 など

このほかに、内閣府及び地方自治体のみが閲覧可能な情報として、

- 内閣府や自治体による記載情報（当該団体との関係性等）
- 団体との連絡調整に必要な個人情報 など

できるだけ多くの情報を開示することで透明性を高め、登録団体の信頼性を担保するとともに、不適切な団体による悪用を防いでいく。

## 2 修正を検討する内容③

- (3) 液状化対策等の推進〔震災対策編・風水害対策編〕  
能登半島地震において、地盤の液状化による被害が広範囲にわたって発生したことを踏まえ、災害対策基本法の災害の定義に「地盤の液状化」が加えられたことなどによる修正

〔災害対策基本法第2条で規定する災害〕

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、**地盤の液状化**、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害



液状化被害の状況(石川県)

〔出典:国土交通省「国土交通省における能登半島地震を踏まえた防災対策の推進」〕

- (4) その他〔震災対策編・風水害対策編〕

「広域避難」、「インフラ復旧・復興の迅速化(水道復旧の迅速化、宅地の耐震化)」、「道路啓開計画」、「デジタル技術の活用」、など、災害対策基本法、水道法、道路法等、防災関係の法改正を踏まえ、修正を検討

## 2 修正を検討する内容④

### 2 能登半島地震の課題を踏まえた修正

(被災地派遣などで得られた課題等への対応)

#### (1) 安全かつ衛生的なトイレ環境の確保〔震災対策編・風水害対策編〕

能登半島地震や過去の大規模災害においても課題となった災害時のトイレ対策について、避難所等へのマンホールトイレの整備など、安全かつ衛生的なトイレ環境の確保に向けた基本的な考え方などを追加



熊本市



宮城県  
東松山市

#### (2) 津波避難計画の地域防災計画への統合〔震災対策編〕

能登半島地震においても津波による浸水被害が生じるなど、津波避難対策は本市の防災対策においても重要な位置づけとなっている。

現在、「津波避難計画」は、個別計画として位置付けているが、上位計画である地域防災計画に統合することで、一体的に防災対策を推進していく。



## 2 修正を検討する内容⑤

#### (3) 災害時要配慮者等への配慮について〔震災対策編・風水害対策編〕

これまで地域防災計画に位置付けていた男女共同参画の視点への配慮に加え、能登半島地震において避難生活などで課題が生じた**高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦や性的マイノリティなどの災害時要配慮者等**についても**災害時の配慮**の視点について総則部分に追加

### 3 その他

神奈川県地域防災計画との整合や、市の組織改正などに伴う時点修正

### 3 今後のスケジュール（予定）

#### 令和7年



- 9月2日 ○ 市自主防災組織連絡協議会役員会  
○ （中旬以降）各区自主防災組織連絡協議会
- 11月上・中旬 ○ 総務委員会【修正素案の報告】
- 12月（予定） ○ パブリックコメント手続

#### 令和8年



- 3月（予定） ○ 総務委員会【修正案の報告】  
○ 防災会議【修正計画の決定】

## 川崎市子ども会議「子どもが考える地震のそなえ」について

### 1 概要

#### (1) 川崎市子ども会議

川崎市子ども会議は、平成 13 年に施行された「川崎市子どもの権利に関する条例」に定められた取組で、「市政について、子どもの意見を求めるため」開催しています。（参加対象者：市内在住・在学・在勤の小学校 4 年生～18 歳まで）

この条例では、子どもは権利の全面的な主体であり、大人とともに社会を構成するパートナーであることが、記載されています。

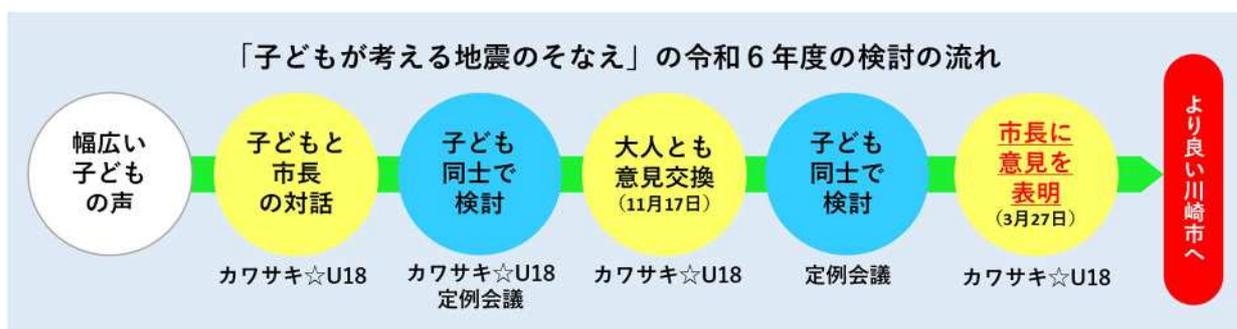
なお、令和 5 年に国において施行された「こども基本法」でも、こどもも社会の一員であるという認識のもと、こどもからの意見の聴取及び施策への反映に取り組むことなどが示されています。



#### (2) カワサキ☆U18

川崎市子ども会議では、1 年間のテーマを決めて、月 2 回の定例会議で話し合うとともに、幅広い子どもや大人とも話し合いを行う「カワサキ☆U18」という企画を年数回行っています。また、こうした話し合いを通してまとめた意見を、3 月に市長に伝える活動を行っています。

**令和 6 年度は「子どもが考える地震のそなえ」をテーマ**に話し合いを進めました。



## 2 「子どもたちが考える地震のそなえ」 子どもたちが市長に提出した意見

令和7年3月27日に開催したカワサキ☆U18で、子ども視点での地震のそなえについて、意見を4つに取りまとめ、市長に提出しました。

① 普段から防災情報に触れるきっかけがほしい	
<理由> すでに発信されている防災情報を知る機会がないから	<例えば…> ● GIGA 端末を利用して防災の啓発をする。 ● 公共のビジョンなどのいろいろな情報手段を使う。
② 子どもが主体的に防災について考えるきっかけがほしい	
<理由> 大人がいなくても自分で何とかするという意識が必要だから	<例えば…> ● 子どもが中心となって考えた防災訓練を行う。 ● ハザードマップなどを使った防災訓練を行う。
③ 家族で防災について考える機会がほしい	
<理由> 家族と防災について話す時間がとれないから	<例えば…> ● 学校で保護者と一緒に防災を学ぶ機会を作る。 ● 家族で一緒に防災マップを作る。
④ 子どもが過ごしやすい避難所にしてほしい	
<理由> 災害時に避難所で子どもの権利が守られるのか心配だから	<例えば…> ● 避難所運営に子どもの意見を取り入れる。 ● 子どもが考えたチェックリストを地域の人と一緒に共有する。

## 3 今後の取組

各区の自主防災組織連絡協議会の会議等で、以下の内容について説明させていただきます。

- (1) 「子どもが考える地震のそなえ」の地域での検討について  
上記「子どもが考える地震のそなえ」の①～④に記載した内容について、地域の活動の中で取り入れられる要素の検討
- (2) 子どもが考えたチェックリストの避難所運営会議等での検討について  
子どもが考えた「子どもが過ごしやすい避難所にするためのチェックリスト」（別添資料）の内容のうち、避難所運営会議等で取り入れられる内容の検討
- (3) 「子どもが考える地震のそなえ」の取組状況の連絡について  
上記の「子どもが考える地震のそなえ」を取り入れた取組の当課への共有

<担当>

川崎市教育委員会事務局 生涯学習部 地域教育推進課  
松井、浜崎、黒田

TEL：044-200-3565 FAX：044-200-3679

メール：[88chiiki@city.kawasaki.jp](mailto:88chiiki@city.kawasaki.jp)

## 川崎市子ども会議 Calights チーム チェックリスト案

## 【チェックリスト案】

## ●子どものための居場所について

- 勉強するスペースが欲しい
- 静かな場所、本が読めるスペースが欲しい
- 子どものための居場所のルールは子ども会議で話し合って決める
- 親が亡くなったり、はぐれたりした子の世話をしてくれる人が必要
- 子どものための居場所には優しいお兄さんお姉さんが必要
- 子どもの居場所の他におむつ替え、授乳やお母さん同士の交流のためのベビースペースが必要
- 思いきり体を動かせる広場のようなスペースが必要、体を動かすことでストレス解消

## ●相談部屋

- 親が亡くなった子、心理的ケアが必要な子への相談室が欲しい（一人で考えると頭が爆発しちゃう、話を聞いてほしい）

## ●子ども会議

- 大人の会議と連けいして、避難所について提言したい
- 大人の適切なサポートが必要
- 小4～高3までが話し合う
- 小3以下の人の声も聴く仕組みが必要
- 子どもも何か役に立てると思うから子どもボランティアセンターが必要 子どもも何かに協力したい！

## ●必要な物

- おむつ
- こども用トイレ
- 粉ミルク
- 離乳食
- お菓子
- 防犯ブザー・ふえ
- 子ども用の着替え
- 子ども用救急セット
- ぬいぐるみ・おもちゃ
- 歯磨きシート

## ●おとなのみなさんへ

- 大人も交流できる場所が必要
- 大人が落ち着ける情報が必要